

投資信託受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

基準価額が5%以上下落したファンドについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 弊社公募投資信託において一部、本日の基準価額が前営業日比で5%以上下落したファンドがありましたのでお知らせいたします。

1. 前営業日比5%以上下落したファンドの基準価額および騰落率

ファンド名	基準価額 (円)	前営業日比 (円)	騰落率 (%)
明治安田ゴールド／オール・カントリー株式戦略ファンド (愛称：ゴルカン)	11,005	-586	-5.06

2. 基準価額の主な下落要因について

【商品市場】

指数	3月23日	3月19日	騰落率 (%)
SPDRゴールド・シェアETF	404.04	426.41	-5.25

出所：Bloomberg

当該ファンドにおいてウェイトを高めていた金の価格は3月20日から23日にかけて続落しました。米国とイスラエルによるイランへの攻撃開始を受けて原油価格が高騰する中、18日のFOMC（米連邦公開市場委員会）後のFRB（米連邦準備制度理事会）議長による会見で、原油高を背景とした利上げの可能性に言及したことから利息を生まない貴金属を売る動きが強まりました。

当面は値動きの大きい状況が続くことも予想されますが、引き続き市場動向等を注視してまいります。

・基準価額は、分配落ち前の価格を掲載しています。
 ・当資料への掲載は基準価額が5%以上下落したファンドであり、小数点以下を四捨五入して5%の下落となる場合は含んでおりません。

【ご留意事項】

当資料は、投資家の皆さまがファンドの理解に資するための情報提供を目的とするものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

● お申込みに際しての留意事項

- ・ 投資信託のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

● 投資信託に係る主なリスク

- ・ 投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。
- ・ 投資信託の主なリスクには、株価変動リスク、債券価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等がありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。投資信託は、個別のファンドにより投資対象資産の種類や投資制限、投資対象国等が異なりますので、各ファンドのリスクの内容や性質はそれぞれ異なります。詳細については投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

● 投資信託に係る費用

お客さまには、以下の費用の合計をご負担いただきます。合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

①直接ご負担いただく費用

- ・ 購入時手数料
購入価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が定める料率を乗じて得た金額とします。
- ・ 信託財産留保額
換金申込受付日または換金申込受付日の翌営業日の基準価額に上限0.5%の率を乗じて得た額とします。

②保有期間中に間接的にご負担いただく費用（ファンドが負担する費用）

- ・ 運用管理費用（信託報酬）
信託財産の純資産総額に対し実質的に年2.09%（税抜1.9%）の率を乗じて得た額を上限とします。
※一部の投資信託には成功報酬が定められており、信託財産から支払われます。詳細については投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ・ その他の費用・手数料
信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。（その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。）

※ 上記に記載している費用等は、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率については、明治安田アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。各ファンドの手数料等の詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会